

「労働法」と労働者の闘い・権利確立（第2回）

2017年5月16日
(レポーター) 本村 充

(番外編)

1、「労働者保護法」の成立（イギリス労働者の闘い）

イギリスにおいて最初に制定された労働者保護法は、1802年の「工場徒弟の健康および道徳の保護に関する法律」（通例、1802年工場法とよばれている）であるといわれている。しかしこの工場法は、エリザベス救貧法の教区徒弟制度に対して児童・年少者の労働時間の制限だったが、監督制度が確立していない。労働運動が発展するとともに、イギリスにおいては相次いで工場法が制定され、実質的な法的整備が行われたのは1833年の工場法と言われている。

ポイント → 教区徒弟⇒各教区の救貧当局は、それぞれの教区で生まれた孤児を救済する(押し付ける)という目的で、その雇用先として工場を利用(エリザベス救貧法)

イギリスの1833年工場法は、「繊維工業の工場が対象」「9歳以下の労働を禁止」「13歳未満の労働時間を一週48時間」「18歳未満の一週69時間」そして「監督官が工場の労働実態を立ち入って調査し、工場主や少年、婦人、労働者の供述にもとづく監督官の主張が明確に述べられる」とし、「半年毎に議会によって公表される」と監督機関(監督官制度)の権限と実効性を強化するものであった。その保護対象も児童や年少者から女性にも拡大され、その規制内容も高められていった。1833年のイギリス工場法の制定背景の一つには、労働者の運動の高揚がある。

ポイント→「工場法」の定義と実態

- ・工場⇒組織化された労働力によって、商品を大量に生産するための建造物
- ・工場制度に必要な要素⇒原材料、起業家精神、労働力、資本、機械、土地、動力、市場
- ・工場制度における労働者⇒「工場制度では、労働者は所定の時間やシフトによって分業を行う」というのが一般的形態
- ・当時のイギリス工場労働者の約75%は、女性と子供。女性は男性より賃金が低く抑えられ、当時の工場労働は紡糸工場が一般的であったため、子供は切れた糸をつなぐなどの作業に最適とされた。

こうした生産形態を前提として制定された法

1833年のイギリス「工場法」が制定された背景には当時の労働者の闘いの高揚にある。

イギリス産業革命以降、労働者は苦難の闘いを経て、徐々に自らの権利を獲得し、その組織力は社会的発言力を増すようになっていた。労働者は団結して「労働組合」を

組織し権利獲得に向けた闘いを展開するが、当時の労働組合運動は刑法上の「共謀罪」として処罰された。

ポイント → 「共謀罪」とは、イギリスを源とし、アメリカで発展したといわれている。その定義は「コンスピラシー」というものである。コンスピラシー（Conspiracy、陰謀）とは、「何らかの目的（反社会的なものというのが通常理解）を達成するために秘密裏に行動することを意図する計画、相談」という意味である。「共謀罪」におけるコンスピラシーとは、「二人以上の者が違法な行為をすることの合意」とされている。基本的な要素は、二人以上の者の「合意」である。違法行為を犯すことを二人以上の者が合意するだけで、実際に違法行為が行われなくても処罰するという罪であり、そうした意味で、行為があって初めて犯罪として処罰できるという刑法が原則としている「行為主義」にも反するといわれており、それが基本的な問題点である。

⇒「行為主義」= 近代刑法の基本原則は「罪刑法定主義」と言われるものである。どのような行為が犯罪となるか、その犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかは既定の法律によってのみ定められるとする主義。刑罰権の恣意的な行使を防ぐとされている。絶対王制下における罪刑専断主義を排し、近代初頭の市民革命以後、法治国家思想と人権主義思想とを背景にして、刑罰権の濫用から市民の権利を保障するための近代市民法の基本原則と解されるに至った。

日本国憲法 31 条は、罪刑法定主義を刑法上の原則として確認している。この原則から(1)慣習刑法の排除(2)遡及処罰の禁止(3)絶対的不定期刑の禁止(4)類推解釈の禁止という 4 つの派生原則が生れる。

⇒「罪刑専断主義」 罪刑を法執行者の専断に委ねる考え方

⇒「日本国憲法 31 条」 何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

⇒「慣習刑法」 特定地域において慣習的に行われている刑のこと、例えば「村八分」等。

⇒「類推解釈」ある事項について法律が規定していることを規定のない類似の事項に当てはめて解釈すること(規定された条文の事項を、異質なものへも適用する)。

イギリスは、1799 年に一般的な刑事共謀法として「団結禁止法」を制定した。この法律は、普通法上の刑事共謀法理と個別企業ごとに制定されていた刑事共謀罪を一つの制定法としてまとめたものである。その後イギリス議会は 1800 年に修正法を制定した。1800 年の団結禁止法とはいかなるものであったのか。

禁止された事項

⇒ 使用者の営業の自由を阻害する労働者のすべての団結を禁止

① 工場労働者若しくはその他の者の間の自己若しくは他人のためにする賃上げ、また労働量減少を目的とする契約を締結すること

(2)

- ② 他人が適当と考えるものを雇用することを阻止もしくは妨害するための契約を締結すること
- ③ 賃上げまたは労働時間の短縮、変更もしくは本法に違反することを目的として団結すること
 - ⇒ 「争議権」の禁止
- ④ 金銭の供与、共生、脅迫その他の方法によって雇用を求めているものの雇用を妨害すること
- ⑤ 賃上げないし本法に違反する目的のために他の労働者を離職させるよう勧誘すること
- ⑥ 使用者が適当と考えるものを雇用することを妨害すること
- ⑦ 正当若しくは合理的な理由がなくして雇用中の他の労働者と労働することを拒否すること
 - ⇒ 労働組合の財政基盤・組合費の徴収禁止
- ⑧ 団結の結成または維持の目的で開かれる会合に出席し、またはその会合に出席するよう他人を説得すること、若しくはその目的のために金銭を集めること
- ⑨ 本法に違反したものが必要とする費用を支払うために醸金すること、若しくは他人を勧誘して労働を拒否せしめるために金銭の供与その他の方法によってその他人を支持し扶助すること
 - ⇒ 刑事罰としての禁錮刑・罰金を科す
- ⑩ 違反したものは 3 ヶ月以下の軽禁錮または 2 か月以下の重禁錮。醸金者は 10 ポンド以下、集金車及び受領者は 5 ポンド以下の罰金。

団結禁止法は労働者の団結を刑事共謀罪として処罰していくことを目的として制定され、そして団結禁止法という制定法により刑事共謀罪の法的根拠を与え、労働者の団結を「犯罪」として処罰することを容易にした。

こうした中、イギリス労働者の闘いは一時的に停滞した。しかし、これに反対する労働者の運動が急激な高まりを見せる。団結禁止法ができた 1800 年以降に機械産業を中心として労働条件が著しく低下し、1811 年以降、ラダイト運動に代表される機械打ち壊し運動や暴動が多発した。ラダイト運動は機械の破壊を目的とし、資本家などへの暴力行為は抑制されていたが、政府をこの運動を弾圧し、参加者の射殺、逮捕を強行した。イギリス議会はこうした運動の盛り上がりを背景に、ついに 1824 年、実情調査のための「下院委員会」を設置し、報告書を提出させた。

下院委員会「報告書」の内容

- ① 団結禁止法は、労働者の団結や使用者の団結を阻止するために何らの効果もなく、かえって暴力行為を誘発する結果を招いている。
- ② 賃金、労働時間その他の労働条件についての制限を排除し、その決定は労使の自由に委ねるべきである。

- ③ 労使間で決定せられるべき事項について干渉を加えている団結禁止法は廃止されるべきである。
- ④ 脅迫、暴力行為によって自由を妨害する使用者及び労働者は処罰されなければならない。

イギリス議会は、この報告書を受けて、1824年「団結禁止廃止法」を制定した。

「団結禁止廃止法」主旨

- ① 労働者の団結に対しては、普通法上も制定法上も共謀その他の理由で刑事罰的に処罰されない。
- ② 使用者の団結も、労働者の団結と同様に刑事罰的に処罰されない。
- ③ ただし、いかなる場合でも暴力、脅迫を用いる団結は犯罪として処罰する。
これによりイギリスの労働者たちは、長年にわたって苦しめられ、足かせとなっていた「刑事共謀罪」から解放された。

1833年のイギリスにおける「工場法」制定から80年近くが経過した1911年(明治44年)、日本でもついに最初の労働者保護法である「工場法」が制定された。しかし施行までにはさらに5年を要し、1916年(大正5年)9月1日によようやく施行されたのである。(日本での制定までの経緯、背景、労働者の闘いについてはまた別の機会に述べたいと思います。)

※ 今回は「労働法」そのものの解釈から離れた感があります。次回からは、具体的事例もまとめたとのことですので、その具体的事例から「労働法」を考えていきたいと思います。